

議案第28号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の59の項金額（1件につき）の欄第2号ア（ア）中「イ（1）（i）」を「イ（1）」に改め、同号ア（イ）中「イ（2）（i）」を「イ（2）」に改め、同号イ（イ）中「イ（2）（ii）」を「イ（2）」に改め、同項を同表61の項とし、同表58の項金額（1件につき）の欄中「57の項」を「59の項」に改め、同項を同表60の項とし、同表57の項金額（1件につき）の欄第1号ア（ア）b（b）中「住棟全体又は住戸及び住棟全体」を「住棟全体」に改め、同号ア（イ）a中「床面積の合計について、次に掲げる面積」を「次に掲げる申請の対象とする範囲」に改め、同号ア（イ）a（a）及び（b）を次のように改める。

- （a）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に掲げる基準による審査を受ける住戸 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- | | | |
|----|-------------|---------|
| i | 200平方メートル未満 | 41,700円 |
| ii | 200平方メートル以上 | 46,600円 |

(b) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 200平方メートル未満 21,500円

ii 200平方メートル以上 23,100円

別表第2の57の項金額(1件につき)の欄第1号ア(イ) b(a)を次のように改める。

(a) 住戸 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 1戸(床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 41,700円

(ii) 1戸(床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 46,600円

(iii) 2戸以上4戸以下 83,900円

(iv) 5戸以上15戸以下 139,800円

(v) 16戸以上45戸以下 238,200円

(vi) 46戸以上 341,700円

ii 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 1戸(床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 21,500円

(ii) 1戸(床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 23,100円

(iii) 2戸以上4戸以下 40,200円

(iv) 5戸以上15戸以下 69,400円

(v) 16戸以上45戸以下 125,700円

(vi) 46戸以上 190,400円

別表第2の57の項金額(1件につき)の欄第1号ア(イ) b(b)中「住棟全体又は住戸及び住棟全体」を「住棟全体」に、「(a)」を「(a) i又はii」に改め、同号ア(イ) d中「b(a)」を「b(a) i又はii」に改め、同項を同表59の項とし、同表56の項金額(1件につき)の欄中「54の項」を「56の項」に改め、同項を同表58の項とし、同表55の項金額(1件につき)の欄中「54の項」を「56の項」に改め、同項を同表57の項とし、同表54の項金額(1件につき)の欄中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同項を同表56の項とし、同表53の項金額(1件につき)の欄中「52の項」を「54の項」に改め、同項を同表55の項とし、同表52の項金額(1件につき)の欄第1号ア(イ) b中「住棟全体又は住戸及び住棟全体」を「住棟全体」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 1戸建ての住宅 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 41,700円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 21,500円

別表第2の52の項金額(1件につき)の欄第1号イ(イ) aを次のように改める。

a 住戸 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 1戸 41,700円

ii 2戸以上5戸以下 83,900円

- iii 6戸以上10戸以下 118,000円
- iv 11戸以上25戸以下 166,000円
- v 26戸以上50戸以下 238,400円
- vi 51戸以上100戸以下 342,100円
- vii 101戸以上200戸以下 464,300円
- viii 201戸以上300戸以下 609,800円
- ix 301戸以上 717,300円

(b) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- i 1戸 21,500円
- ii 2戸以上5戸以下 40,200円
- iii 6戸以上10戸以下 58,100円
- iv 11戸以上25戸以下 83,400円
- v 26戸以上50戸以下 125,900円
- vi 51戸以上100戸以下 190,700円
- vii 101戸以上200戸以下 272,500円
- viii 201戸以上300戸以下 353,300円
- ix 301戸以上 403,300円

別表第2の52の項金額(1件につき)の欄第1号イ(イ) b中「住棟全体又は住戸及び住棟全体」を「住棟全体」に、「aに」を「a(a)又は(b)に」に改め、同号イ(ウ) a及びb(a)中「(イ) a」を「(イ) a(a)又は(b)」に改め、同号イ(ウ) b(c) ii中「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号) Iの第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準」に改め、同項を同表54の項とし、同表中51の項を53の項とし、50の項を52の項とし、49の項を51の項とし、同表48の項金額(1件につき)の欄中「45の項」を「47の項」に改め、同項を同表50の項

とし、同表 4 7 の項金額（1 件につき）の欄中「4 5 の項」を「4 7 の項」に改め、同項を同表 4 9 の項とし、同表 4 6 の項金額（1 件につき）の欄中「4 5 の項」を「4 7 の項」に改め、同項を同表 4 8 の項とし、同表中 4 5 の項を 4 7 の項とし、1 6 の項から 4 4 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 1 5 の項事務の欄中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同項を同表 1 7 の項とし、同表中 1 4 の項を 1 6 の項とし、1 3 の項を 1 5 の項とし、1 2 の項を 1 4 の項とし、1 1 の項を 1 2 の項とし、同項の次に次のように加える。

1 3	法第 5 3 条 第 5 項第 4 号の規定に 基づく建築 物の建蔽率 に関する特 例の許可の 申請に対す る審査	建築物の 建蔽率の 特例許可 申請手数 料	1 8 2 , 0 0 0 円
-----	---	-----------------------------------	-----------------

別表第 2 の 1 0 の項の次に次のように加える。

1 1	法第 5 2 条 第 6 項第 3 号の規定に 基づく建築 物の容積率 に関する特 例の認定の 申請に対す る審査	建築物の 容積率の 特例認定 申請手数 料	3 1 , 0 0 0 円
-----	---	-----------------------------------	---------------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の容積率の特例の認定等に係る手数料を徴収するため、及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に係る手数料を改定するため、並びに所要の条文整備を行うため、本案を提出する。